

発大監第 34 号

平成 28 年 3 月 7 日

大山町長 森田 増 範 様

大山町議会議長 野口 俊 明 様

大山町監査委員 後藤 洋次郎

大山町監査委員 西山 富三郎

平成 27 年度定例監査の結果について (提出)

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項及び第 7 項並びに大山町監査委員条例第 4 条の規定に基づき、定例監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、下記のとおりその結果の報告を提出する。

記

第 1. 監査の要領

- 1 監査の種類 平成 27 年度定例監査
- 2 監査の期間 平成 27 年 12 月 25 日 (金) ~ 平成 28 年 1 月 26 日 (火)
- 3 監査した者 監査委員 後藤 洋次郎 監査委員 西山 富三郎
- 4 監査対象部署 観光商工課・企画情報課・一般財団法人大山恵みの里
公社・一般社団法人大山観光局・ふれあいの郷かあら
山
- 5 監査に立ち会った職員、団体の職・氏名
観光商工課課長 持田 隆昌 観光商工課課長補佐 国野 良治
観光商工課主幹 桑本 英治 企画情報課主任 金田 啓介
大山恵みの里公社事務局長 金田 尚紀
大山観光局局長 足立 敏雄 大山観光局事務局長 小原 淳一
ふれあいの郷かあら山会長 谷野 保人
ふれあいの郷かあら山事務局長 山根 讓

6 監査場所

- (1) 企画情報課・ふれあいの郷かあら山
大山町妻木 582-1 番地 こうれいコミュニティセンター
- (2) 観光商工課・大山恵みの里公社
大山町名和 919-12 番地 大山恵みの里公社・本社
- (3) 観光商工課・大山観光局
大山町末長 500 番地 大山町役場大山支所

第2. 監査実施内容（項目）及び監査の対象

1 監査実施内容（項目）

大山町が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行の内、財政的援助に係るもの及び公費支出に係るものについて監査を実施した。

2 監査対象

観光商工課・大山観光局（大山ツアーデスク運営補助金ほか）

観光商工課・大山恵みの里公社（大山恵みの里づくり促進事業補助金ほか）

企画情報課・ふれあいの郷かあら山（大山町地域自主組織活動支援交付金ほか）

第3. 監査結果

1 ふれあいの郷かあら山

- (1) ふれあいの郷かあら山（以下、「かあら山」という。）の決算内容は、表1のとおりとなっている。

表1 かあら山の決算状況

（単位：円）

区 分		25 年度	26 年度	27 年度（上半期）
収入	町交付金・補助金	4,000,000	4,183,000	3,600,000
	県交付金		200,000	
	自主財源（サロン売上等）	49,679	3,087,197	2,304,433
	計	4,049,679	7,470,197	5,904,433
支出	組織の運営費（共通費）	2,531,476	2,812,581	1,209,013
	交流サロン事業	1,079,275	3,540,428	1,437,622
	子供の居場所、学びの場事業	29,670	115,014	0
	健康づくり事業	228,310	321,225	173,265
	歴史、文化発掘発信事業	28,920	59,864	13,539
	交流を図るイベント事業	152,028	286,212	607,091
	計	4,049,679	7,135,324	3,440,530
残 高		0	334,873	2,463,903

- (2) 交付金、補助金の使用状況等を監査した結果、交付・補助の目的に則して適切に使用され、また、町への実績報告も的確に行われており、問題点は見受けられなかった。

- (3) 大山町地域自主組織活動支援交付金は、25年度、26年度が400万円、27

年度は 300 万円となっており、27 年度上半期においては、自主財源の収入の増加は見られるものの、自主財源の増加が交付金の減額を補てんできるまでに至っていないため、この交付金の減額によって支出が押しえられ、上半期の事業活動にやや制約がかかったような状況が見受けられる。

【指摘事項】

なし。

【監査意見】

かあら山の事業活動については、町内の地域自主組織の先駆団体として、活発な活動を行っており、その実績も顕著なものと評価できるところであるが、交付金の減額によって、その事業活動が先細りとなる可能性があるため、かあら山は、交付金の減額を上回るような自主財源の確保に向けた経営努力が求められるところである。

このため大山町は、かあら山の自主財源が安定するまでの間、補助金の減額をできるだけ回避するとともに、自主財源の増加に向けての各種支援を実施する必要があると考える。

2 一般財団法人大山恵みの里公社

(1) 一般財団法人大山恵みの里公社（「以下、「恵みの里」という。）の決算内容は、表 2、3 のとおりとなっている。

表 2 恵みの里の決算状況 (単位：千円)

区 分		24 年度	25 年度	26 年度
公益事業	収 入	32,601	26,852	24,800
	(内、補助金)	(27,067)	(24,831)	(23,796)
	支 出	32,400	30,239	25,578
	収支差額	202	△3,387	△779
収益事業	収 入	259,574	271,241	303,547
	(内、補助金)	(29,677)	(28,500)	(19,912)
	支 出	255,563	259,651	299,541
	税引き後所得	4,011	11,590	4,006

(注) 「(内、補助金)」欄は、助成金、指定管理料等は含まない。

表 3 収益事業の事業別決算状況(補助金収入を除く) (単位：千円)

区 分	収 入			税引き前所得		
	24 年度	25 年度	26 年度	24 年度	25 年度	26 年度
道の駅施設	4,140	4,022	9,691	△5,132	△4,741	387
道の駅物販	68,561	70,334	76,877	12,036	12,338	13,088
道の駅食堂	30,778	31,369	30,894	9,074	10,314	10,392
みくりや市	25,089	21,836	18,932	98	△553	△285
流通事業	84,573	95,616	137,539	△3,743	△971	△6,880
農産加工場	20,021	24,981	32,046	△21,163	△17,196	△14,574
通販事業	5,303	5,431	4,512	△1,244	△2,324	△1,492
収益事業計	229,897	242,741	283,635	△25,666	△16,910	△15,906

(注) 「収益事業計」欄は、内部取引の調整、収益事業共通経費の控除後の金額であり、各欄の合計額と一致しない。

- (2) 補助金の使用状況等を監査した結果、補助の目的に則して適切に使用され、また、町への実績報告も的確に行われており、問題点は見受けられなかった。
- (3) 恵みの里の収益事業は、従事者の経営努力等により表 2 に示したように

収入は年々増加しており、各事業年度とも黒字経営となっている。

しかしながら、大山町からの補助金がないものとして各事業の収支を計算すると、表3に示したとおり大幅な赤字となり、年々赤字は減少しているものの、補助金がなければ経営が継続できない状況である。

特に農産物加工場の赤字が顕著であり、恵みの里の赤字の大部分を占めている状況である。

【指摘事項】

なし。

【監査意見】

ア 大山恵みの里づくり促進事業補助金については、その一部が収益事業に回されており、その結果、収益事業の所得が赤字から黒字に転換し、国に法人税、県に法人県民税等を納付することとなっている。

これは、大山町の大切な財源が恵みの里の内部留保や国、県の財源になっていることを示すものであり、補助金の過大支給とも評価できるものである。

したがって、大山町の限りある財源の有効活用のためにも、大山町は、恵みの里への補助金を経営に差し支えない程度で可能な限り減額するとともに、黒字経営となった場合の補助金の一部返還、あるいは前期の所得状況・内部留保に基づく当期の補助金の決定など、補助金の決定方法等の見直しが必要と思われる。

なお、恵みの里は、26年度末で借入金がなく、内部留保の状況から見て十分借入ができる状況と思われるので、補助金の減額により資金運用に支障がでる場合はもとより、事業の更なる発展のためにも借入による資金運用を図ってもよいと考えられるため、大山町は、恵みの里に対して、資金運用面における適切な行政指導も実施する必要があるのではないかとと思われる。

イ 農産加工場については、ある程度の収入増があり、幾分赤字が減少しているものの、いまだ赤字額が多額であり、このままの経営状況では黒字転換が非常に難しいと思われる。

恵みの里へ補助金を出す大きな原因となっている農産加工場の経営については、多額の赤字が継続するような経営を早期に脱却すべきであり、大山町は、恵みの里に対して、農産加工場の大幅な経営内容の転換等を早急に検討するよう指導すべきと思われる。

3 一般社団法人大山観光局

(1) 一般社団法人大山観光局（「以下、「大山観光局」という。また、大山観光局の決算期は9月末であり、以下、24年10月1日から25年9月30日までの事業年度を「25年9月期」、25年10月1日から26年9月30日までの事業年度を「26年9月期」、26年10月1日から27年9月30日までの事業年度を「27年9月期」という。）の決算内容は、表4、5のとおりとなり、また、大山町が大山観光局に支払った補助金、業務委託料等の内訳は、表6の通りとなっている。

表4 大山観光局の決算状況 (単位：千円)

区 分		25年9月期	26年9月期	27年9月期	
収 入	非収益事業(一般会計)	20,623	29,211	25,530	
	収 益 事 業	ツアーデスク	2,560	22,962	16,277
		駐車場受託管理	44,605	56,413	49,135
		スポーツ公園受託管理	6,894	6,861	7,126
		大山自然歴史館受託管理	26,980	31,422	32,887
	計	81,040	117,657	105,425	
所 得	非収益事業(一般会計)	△2,184	6,872	△5,555	
	収 益 事 業	ツアーデスク	△3,711	△3,957	△3,838
		駐車場受託管理	7,489	5,022	2,449
		スポーツ公園受託管理	896	△363	608
		大山自然歴史館受託管理	△931	1,529	5,283
	計	3,743	2,231	4,501	

(注) 「所得」欄は、非収益事業(一般会計)が収支差額、収益事業が税引き前所得。

表5 ツアーデスクの収入内訳 (単位：千円)

区 分	25年9月期	26年9月期	27年9月期
旅行商品売上		4,641	7,350
受託業務売上(旅行会社からの受託等)	2,451	5,349	3,429
手数料売上(配宿手数料等)		580	1,374
商品販売手数料		10	203
委託料等(緊急雇用創出事業委託等)		12,252	3,711
雑収入	110	130	210
計	2,560	22,962	16,277

表 6 大山町からの補助金等の内訳

(単位：千円)

区 分		25 年 9 月期	26 年 9 月期	27 年 9 月期
委託料	南光駐車場トイレ清掃委託	270	270	270
	大山町観光案内所運営委託	8,226	8,194	8,220
負担金等	足湯修繕負担金等	837		500
	大山観光局会費	2,000	2,000	2,000
補助金	大山観光局補助	662	3,447	11,720
	大山ツアーデスク運営補助		8,833	2,000
緊急雇用創 出事業委託	大山ツアーデスク関係	6,807	9,665	
	その他	2,864		
計		21,666	32,409	24,710

(注) 各欄の金額は、補助金等の交付決定日に基づき計上。

- (2) 大山町補助金等交付規則第 18 条に「補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書を別に定めるところにより、町長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、大山観光局からは、大山町に対して大山観光局の通常総会の資料が提出されているだけで、補助事業等実績報告書が提出されていない。

なお、通常総会の資料は、個々の補助金の受取金額、使用状況等を具体的に記載したものではないため、個々の補助金が補助の目的に則して適切に使用されているかどうかを検証できる資料とはいえないものである。

- (3) 大山観光局の資料を監査したところ、表 4 に示したように非収益事業の一般会計と各収益事業に区分して予算・決算が組まれているが、次のような経理上の問題点が見受けられる。

ア 大山ツアーデスクに従事している職員の一部については、その給与が一般会計から支出されており、その金額が大山ツアーデスクの経費として計上されていない。

また、大山ツアーデスクの諸経費の補てん等を目的として交付されている大山ツアーデスク運営補助金については、本来、大山ツアーデスクの収入に計上すべきものであるが、一般会計の収入に計上されている。

したがって、大山ツアーデスクの各期の所得金額は、表 5 に示したように各期とも赤字となっているが、収入を得るために支出したすべての経費のうち一部の経費が計上されておらず、また、経費を補てんする補助

金も収入に計上されていないことから、各期の実際の赤字は、表 5 に示した金額を上回るのではないかと見込まれるところである。

イ 大山観光局が 26 年 9 月期に一般会計の収入としている大山観光局補助金 4,950 千円については、26 年 9 月期に属する平成 26 年 8 月 8 日に補助金の交付申請が行われ、27 年 9 月期に属する平成 26 年 10 月 23 日に補助金の交付決定が行われ、同年 11 月 17 日に補助金が振り込まれている。

補助金の受取が確定するのは、補助金を申請した時点ではなく、申請後、大山町の審査を経て補助金の交付が決定した日であり、上記補助金については、補助金の受取が確定していない 26 年 9 月期に計上されるべきではなく、27 年 9 月期に計上されるべきものである。

(4) 大山ツアーデスクに対する補助金は、表 6 に示したとおりであるが、補助金と同種の緊急雇用創出事業委託料を含めると 25 年 9 月期に 6,807 千円、26 年 9 月期に 18,498 千円、27 年 9 月期に 2,000 千円となっており、3 期合計で 27,303 千円となる。

これに対して、大山ツアーデスクの緊急雇用創出事業委託料を除く独自の営業活動による収入金額（表 5 の「委託料等(緊急雇用創出事業委託等)」欄以外の各欄の合計金額）は、25 年 9 月期に 2,360 千円、26 年 9 月期に 10,710 千円、27 年 9 月期に 12,566 千円、3 期合計で 25,636 千円となっており、3 事業年度が経過しても、独自の営業活動による収入の累計が受け取った補助金等を上回らないような低調な金額となっている。

【指摘事項】

ア 大山町は、大山観光局に対し、今後、大山町補助金等交付規則に則して、補助金が補助の目的に則して適切に使用されているかどうか確認できるような個々の補助金の受取金額、使用状況等を具体的に記載した補助事業等実績報告書を大山町長に遅滞なく提出するよう指導されたい。

イ 大山町は、上記(3)に示した事項を踏まえ、大山観光局に対して、各事業についての記帳、決算方法等を見直すよう指導されたい。

ウ 大山町は、上記ア及びイに関連して、大山観光局への指導を強化するほか、大山町補助金等交付規則第 15 条に基づき、必要に応じて大山観光局の補助事業等に係る帳簿、書類その他の物件の検査を行われたい。

【監査意見】

大山町の観光事業の発展のためには、大山観光局が果たす役割は重要であり、特に、大山ツアーデスクの事業活動の拡大、活性化が大いに期待され

るところであって、この事業活動を補助するための多額の補助金の交付も大山町が大山観光局に期待するところが大きいことを示すものであると思慮されるところである。

しかしながら、上記(4)に示したように大山ツアーデスクの独自の営業活動による収入は低調であり、また、売り出している旅行商品を見ても大山町に宿泊者を多数呼び込むようなものはなく、大山町の観光事業に大いに貢献しているとは言えない状況であると評価せざるを得ない。

大山ツアーデスクは、大山町から多額の補助金を継続して収受している以上、その成果が早期に実現するよう努力されるべきであり、そのためには、有効な旅行商品の開発に向けての各種方面からの意見聴取、受け身の営業から攻めの営業への転換、営利事業であることを自覚した営業活動など、抜本的な営業活動の見直しが必要と思われるため、大山町は、大山観光局に対して、大山ツアーデスクの営業活動の活性化に向けた行政指導を強化すべきと思われる。